

事業所の新設を予定されている企業の情報を募集します！

～京丹後市企業誘致成功報奨金交付制度のご案内～

京丹後市では、企業立地の推進により地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、事業所の新設を予定されている企業に関する情報を広く募集しています。

ご提供いただいた情報にもとづき企業誘致に成功した場合（一定の条件を満たした場合）には、情報を提供いただいたかたに対し、『企業誘致成功報奨金』を交付します。

（１）情報を提供いただける方

次のかたになります。

①個人

②法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第3号に規定する内国法人、同第4号に定める外国法人及び同第7号に定める協同組合等。

③上記に掲げる者のほか、企業情報を提供する者として市長が適当であると認める者。ただし、以下のいずれかに該当するかたは、情報を提供いただけません。

- ・未成年者
- ・誘致対象企業の経営者及び役員並びに当該企業と雇用関係にある者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等、同第6号に規定する暴力団員、暴力団と関係を持ちその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者又は暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持及び運営に協力し若しくは関与する者
- ・上記に掲げる者が役員を務める法人
- ・国又は地方公共団体の長、議員、補助機関の職又はこれに類する職にある者
- ・上記に掲げるもののほか、市長が企業情報を提供する者として適当でないと認める者

（２）提供いただける情報

次に掲げる業種に属する新たな事業所を設置しようとしている企業の情報とします。

①製造業 ②製造業類似事業（「京都府産業立地戦略21特別対策事業費補助金」の交付対象となる「製造業に属する事業に類する事業」）

③自然科学研究所 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業及び運輸に附帯するサービス業 ⑥情報関連産業

ただし、以下のいずれかに該当する情報は対象外となります。（情報を提供いただいても、受理できません）

- ・既に他のかたから市に提供いただいている企業の情報
- ・既に市が把握し又は誘致交渉を開始している企業の情報
- ・既に市内に事業所を有する企業に関する情報
- ・既に情報をいただいている企業と共同して事業所の設置を行おうとする他の企業に関する情報
- ・遵守すべき法令、企業の内部規則その他の規定等に反して提供が行われる情報
- ・著しく信憑性に欠ける情報
- ・その他、市長が提供を受けることが適当でないと認める情報

(3) 企業誘致成功報奨金

提供いただいた情報にもとづき企業誘致に成功し、新たに設置された事業所が下記の要件を満たす場合に、情報提供いただいたかた（以下「情報提供者」といいます。）に対し、下記の額を交付します。

◆要件（すべて満たすことが必要です。）

- ①事業所の設置後、1年以上継続してその操業が行われたこと
- ②事業所の設置に伴い、市民正規雇用者が10人以上増加したこと
 - ※操業開始日の6箇月後の日または1年後の日のいずれかで、上記を満たしていることが必要です。
 - ※下記業種（基準緩和対象業種）については、人数がそれぞれ次のとおり緩和されます。
 - ・情報関連産業：3人以上
 - ・地域農林水産資源を活用する製造業及び製造業類似事業のうち農業に属する事業：5人以上
- ③情報提供者に、京丹後市に納付すべき市税（附帯金を含む）の滞納が無いこと

◆報奨金の額

次の「基本額」に、市民正規雇用者増加数に応じて「加算額」を加算した額になります。
(上限額 1,000万円)

- 基本額 100万円
- 加算額 11人目から30人目まで 1人あたり3万円
- 31人目から300人目まで 1人あたり2万円
- 301人目から500人目まで 1人あたり1万5千円

※基準緩和対象業種については、次のとおりとなります。

- 情報関連産業
 - 基本額 30万円
 - 加算額 4人目から10人目まで 1人あたり10万円
 - 11人目から30人目まで 1人あたり3万円
 - 31人目から300人目まで 1人あたり2万円
 - 301人目から500人目まで 1人あたり1万5千円
- 地域農林水産資源を活用する製造業及び製造業類似事業のうち農業に属する事業
 - 基本額 50万円
 - 加算額 6人目から10人目まで 1人あたり10万円
 - 11人目から30人目まで 1人あたり3万円
 - 31人目から300人目まで 1人あたり2万円
 - 301人目から500人目まで 1人あたり1万5千円

注：算定の基礎となる「市民正規雇用者増加数」は、操業開始日の6箇月後の日及び1年後の日の数のうち、少ないほうの人数です。

(4) 情報提供の方法、奨励金交付までの流れ

別紙「情報提供から奨励金交付までの流れ」をご覧ください

(5) その他

- ①次に該当する場合は、受理した情報は「無効」となります。
 - ・「情報提供書」の受理日から起算して原則2年以内に、京丹後市への事業所の設置に向けた手続き等の行為が開始されないとき
 - ・「情報提供書」の受理日から起算して原則5年以内に、京丹後市への事業所の設置及び操業が開始されないとき
 - ・「情報提供いただけるかた」以外からの情報であること、または「提供いただける情報」以外の情報であることが判明したとき
- ②報奨金の交付決定後、次のいずれかに該当したときは、報奨金の交付の決定を取り消します。
 - ・報奨金の支払いを受ける権利を第三者へ譲渡したとき
 - ・偽りその他不正な手段により報奨金の交付の決定を受けたとき
 - ・提供した情報が①に該当し「無効」となったとき
- ③上記により報奨金の交付決定を取り消した場合で、既に報奨金を受け取っている場合は、報奨金を速やかに市に返還していただきます。

【情報提供から報奨金交付までの流れ】

■情報の提供まで

(1) 「情報提供書」の提出

情報を提供しようとするかたは、「情報提供書（様式第1号）」（次ページ）に必要事項を記載し、対象企業の同意を受けた上で、京丹後市商工観光部商工振興課へ提出してください。（提出は、郵送又は直接持込みに限ります。）



(2) 審査と受理（不受理）決定通知書の交付

「情報提供書」を提出いただいたら、市ではこれを審査し、受理するかどうかを決定します。

（審査にあたり、電話等で内容を確認させていただきますので、対応をお願いします。）

審査結果については、「誘致対象企業情報受理（不受理）決定通知書」により、情報提供書を提出いただいたかたに対し通知します。



(3) 企業との交渉

受理した情報にもとづき、市が対象企業と誘致交渉を行います。

誘致交渉にあたり、原則情報を提供いただいたかた（以下「情報提供者」といいます。）にお願いすることはありませんが、交渉状況によっては、ご協力をお願いする場合があります。その際には、ご協力をよろしく申し上げます。

■企業誘致成功報奨金の交付まで

（企業誘致に成功し、新たに設置された事業所が「企業誘致成功報奨金」の交付対象となる要件を満たした場合）

(4) 報奨金の交付申請

情報提供者に対しその旨をお知らせしますので、「企業誘致成功報奨金交付申請書（様式第5号）」を提出してください。その際「企業情報受理決定通知書（写し）」の添付が必要となりますので、大切に保管しておいてください。（お知らせは、対象企業の操業開始日から1年を経過して以後となります。）



(5) 報奨金の交付決定

上記により申請書を提出いただいたら、市ではこれを審査し、報奨金を交付するかどうかを決定します。決定は「企業誘致成功報奨金交付（不交付）決定通知書」により通知します。



(6) 請求書の提出

上記により交付決定を受けた場合は、交付決定通知書に同封の「企業誘致成功報奨金請求書」を速やかに提出してください。所得税源泉徴収後の額を指定された金融機関口座に振り込みます。

情報提供・お問い合わせ先

京丹後市役所商工観光部商工振興課

電話：(0772)69-0440 FAX：(0772)72-2030

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 353 番地の1

電子メール：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

京丹後市長 様

住所又は所在地
氏名又は法人名及び代表者名
(電話番号) 印

京丹後市誘致対象企業に関する情報提供書

京丹後市企業誘致成功報奨金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり情報を提供します。

なお、私は、同要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

誘致対象企業	企業名及び代表者名	
	住所または所在地	
	主な事業活動の内容	
	担当者の 所属・職氏名	
	連絡先電話番号	
設置予定事業所	業種	
	整備着手希望年月	
	操業開始希望年月	
	事業活動の内容	
	操業開始に伴う地元正規 雇用増加見込数	

同意書

当社に関する上記情報について、上記の者が京丹後市に提供されることに同意します。

年 月 日

所在地：
企業名：
代表者名： 印
(担当者名：)